



平成28年11月11日

各位

会社名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 新谷 章
(コード番号 1882 東証第1部)
問合せ先 経理部長 仲村 直規
(TEL. 03 - 3405 - 1812)

不適切な会計処理の判明及びそれに伴う

平成29年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

このたび、平成29年3月期第2四半期の決算手続きにおいて、不適切な会計処理が疑われる事象が判明し、調査及び監査法人による追加的監査手続きが必要となりましたため、平成29年3月期第2四半期報告書が提出期限までに提出できない見込みとなり、本日開催の取締役会において、当該四半期報告書の提出期限の延長申請を関東財務局に本日举行うことと社外有識者を含む調査委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成29年3月期第2四半期報告書
2. 延長前の提出期限
平成28年11月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成28年12月14日
4. 提出期限の延長を必要とする理由
(ア) 不適切な会計処理について

平成28年7月1日、当社職員の報告により不適切な会計処理が発覚いたしました。その内容は、一部工事原価を他の工事原価への付け替えることによる費用の繰延及び売上高を水増しすることによる利益の過大計上等で平成23年度から5年間で累計約3千万円でございます。また、監査法人による第2四半期のレビューにおいて、同様の不正が無いかの調査の要請を受け、全事業所、全工事職員に対して実施したアンケート調査の回答により、約3千万円の工事原価を水増しする事によって利益の過小計上に繋がる事案がある事も判明いたしました。

なお、金額は今後行われる下記調査委員会の調査により変動する可能性があります。

(イ) 今後について

上記事象の判明を受け、11月14日に社外有識者（弁護士等）を入れた調査委員会を設置して調査を進めてまいります。調査委員会は不正内容の把握、原因や動機の解明、是正措置案の検討のために設置します。

尚、調査委員会のメンバー、調査範囲及び期間等詳細につきましては、決定次第開示致します。又調査結果につきましても速やかに開示致します。

(ウ) 四半期報告書の提出見込

上記の調査委員会による調査には時間を要し、さらにその結果を踏まえた監査法人による四半期レビュー報告が平成29年3月期第2四半期報告書の提出期限(平成28年11月14日)までに受領できない見込みとなったため、関東財務局に当該四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

平成29年3月期第2四半期決算短信につきましても、平成28年11月14日までに開示できない見込みとなりました。

なお、当社は延長承認を受けた場合は延長された提出期限までに提出できる見込みでございます。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。

以上